

問題で聞かれているのは「正しいもの」か「誤っているもの」かをきちんと確認。
「正しいもの」「誤っているもの」の文字を○で囲むと見直す時にも便利。

[No. 1] 市街地再開発組合の参加組員に関する記述で、誤っているものは次のうちどれか。25-34

1. 権利変換期日以降に都市再開発法第 33 条に規定する「特別の議決」を行う場合は、参加組合員の土地持分はないものとして議決する。
2. 参加組合員の名称に関する事項は、事業計画において定める。
3. 地方公共団体は、参加組合員になることができる。
4. 参加組合員の変更は、組合の総会で、都市再開発法第 33 条に規定する「特別の議決」を経なければならない。

[No. 2] 市街地再開発組合の参加組員に関する記述で、明らかに誤っているものは次のうちどれか。16-33

1. 施行地区内の宅地の所有権者、借地権者又は借家権者は、優先的に参加組合員になることができると都市再開発法に規定されている。
2. 参加組合員の議決権を 1 を超えて定款に定めることができる。
3. 参加組合員の負担金の最終納付期限は、建築工事完了の公告の日から 1 月を超えてはならない。
4. 参加組合員は、組合の役員となることができる。

[No. 3] 市街地再開発組合の役員に関する記述で、正しいものは次のうちどれか。23-35

1. 組合員である役員は、組合員（法人にあっては、その役員）のうちから総会で選挙により定め、その選挙の方法は定款で定めなければならない。
2. 組合員のうちから総会で選挙された役員が組合員でなくなった時であっても、その役員は任期満了までその地位を継続しなければならない。
3. 理事長は役員全員の互選により定める。
4. 特別の事情があるときは、監事は理事を兼ねることができる。

[No. 4] 市街地再開発組合の役員に関する記述で、正しいものは次のうちどれか。25-35

1. 理事長は、組合員名簿の記載事項に変更を生じたことを知ったとしても、当該組合員からその旨の通知を受けとらなければ組合員名簿を変更しなくともよい。
2. 理事長は、事業年度ごとに、事業報告書、収支決算書及び予算書について、通常総会の承認を受けた上で、当該承認を得た日から 2 週間以内に都道府県知事に提出しなければならない。
3. 理事及び監事は、組合員（法人にあっては、その役員）のうちから総会で選挙する。ただし、特別の事情があるときは、組合員以外の者のうちから総会で選任することができるが、理事長は組合員でなければならない。
4. 理事は、その任期が満了しても、後任の理事が就任するまでの間は、なお、その職務を行う。

[No. 5] 市街地再開発組合の役員等に関する記述で、誤っているものは次のうちどれか。15-32

1. 組合の理事を組合員以外から選任しようとするときは、5 人以上の組合員からの推薦をもって、総会で選任する必要がある。
2. 総組合員の 3 分の 1 以上の連署をもって、その代表者から、組合に対し、理事又は監事の解任請求が行われ、組合員の投票において過半数の同意があったときは、当該理事又は監事は、その地位を失う。
3. 組合の理事長は理事の互選により定め、総会の承認を得る必要はない。
4. 組合員の数が 50 人を超える組合にあつては、総会に代わって総代会を設けることができ、この場合、総代の定数は、組合員の総数の 10 分の 1 を下らない範囲内において定款に定めることとされているが、組合員数が 200 人を超える組合にあつては、20 人以上であればよい。

[No. 6] 市街地再開発組合の役員に関する記述で、正しいものは次のうちどれか。13-36

1. 組合員である役員は、組合員（法人にあつてはその役員）のうちから総会で選挙により定め、その選挙の方法は定款で定めなければならない。
2. 理事長は役員の内選により定める。
3. 組合は、理事長の氏名及び住所を施行地区を管轄する市町村長に届け出なければならない。市町村長は届出があつた時は、遅滞なく、それらを公告しなければならない。
4. 役員の内選請求があつたときは、組合員の投票に付さなければならないが、その投票の方法はあらかじめ定款に定めておかななければならない。

[No. 7] 市街地再開発組合の役員に関する記述で、正しいものは次のうちどれか。21-34

1. 理事及び監事は、組合員（法人にあつてはその役員）のうちから総会で選挙する。ただし、特別の事情があるときは、組合員以外の者のうちから総会で選任することができるが、理事長は組合員でなければならない。
2. 総組合員の 3 分の 1 の連署をもって、その代表者から組合に対して理事又は監事の解任請求をすることができ、組合はその請求の要旨を公表し、組合員の投票に付した結果、過半数の同意があつたときは、理事又は監事はその地位を失う。
3. 理事はその任期が満了しても、後任の理事が就任するまでの間は、なお、その職務を行う。ただし、その場合においても 5 年を超えて行うことができない。
4. 理事長は毎事業年度、通常総会の承認を得た事業報告書、収支計算書及び財産目録を当該承認を得た日から 1 ヶ月以内に都道府県知事に提出すればよい。

[No. 8] 市街地再開発組合及び組合員に関する記述で、誤っているものは次のうちどれか。24-33

1. 組合は、その名称中に市街地再開発組合という文字を用いなければならない。また、組合でない者は、その名称中に市街地再開発組合という文字を用いてはならない。
2. 組合が施行する第一種市街地再開発事業に係る施行地区内の宅地について、所有権又は借地権を有する者は、すべてその組合の組合員とする。
3. 宅地又は借地権が数人の共有に属する場合、その数人の共有者は 1 人の組合員とみなされることとなり、それぞれのうちから代表者 1 人を選任し、その者の氏名、住所を市町村長に通知しなければならない。
4. 市街地再開発組合の総会における議決権は、原則として 1 組合員につき 1 個とされるが、定款にこれと異なる特別の定めをすることができる。

[No. 9] 市街地再開発組合の総会の議決事項のうち、特別の議決を要する事項は次のうちどれか。22-35

1. 定款の変更のうち、総会に関する事項の変更
2. 定款の変更のうち、費用の分担に関する事項の変更
3. 事業計画の変更のうち、事業施行期間に関する事項の変更
4. 事業計画の変更のうち、資金計画に関する事項の変更

[No. 10] 組合施行の市街地再開発事業における総会に関する記述で、誤っているものは次のうちどれか。
14-36

1. 総代会が設けられていない組合においては、組合の理事長は、毎事業年度 1 回通常総会を招集しなければならない。
2. 市街地再開発事業の施行地区が工区に分かれているときは、工区毎に総会の部会を設けて、権利変換計画の決定等の総会の権限を当該工区の部会に行わせることができる。
3. 総会の議長は、都市再開発法第 33 条に規定する特別の議決を要する事項以外は、組合員としての議決に加わることができない。
4. 組合は都道府県知事の承認を得れば、総会の議決を経ることなく審査委員を選任することができる。